



「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報①

* 衣服に火がつく！着衣着火に注意

《事例1》 仏壇のりんごを取ろうとしたら、ろうそくの火が右袖に燃え移った。すぐに上着を脱いだが火が消えず、背中の方まで燃え広がった。上半身にやけどを負い入院となった。

(被害者：80歳代 女性)

《事例2》 湯を沸かそうとコンロに鍋をかけたたら、隣のコンロの火がベストに着火し炎が上がった。妻がすぐ気づきタオルで火を消したが、溶けた繊維で妻が指にやけどをした。

(被害者：70歳代 女性)

【ひとこと助言】

ろうそくやコンロの火が衣服に燃え移ると大変危険です。身近な火気の取扱いには十分に注意し、火に近づきすぎないように気をつけてください。仏壇やコンロ等の奥のものを取るときは、必ず火を消してから行いましょう。袖や裾が広がっているデザインの衣類やスカーフ、ストールなどは、火を使う際は身につけないようにしましょう。もし衣服に火がついてしまったら、脱ぐ、たたく、水をかけるなどしてすぐに消火しましょう。

見守り 新鮮情報②

* 深刻な高齢者の消費者被害 見守りで防止しましょう

叔母が、「通帳に3,000円しか残っておらず生活費が無くなった」と私の母に相談してきた。母と一緒に叔母の家に行くと、化粧品が山のようにあった。書類等を調べると、長期間に渡って契約していたようで、約500万円も支払っていた。叔母によると、担当から「こちらが質問すること全てに『ハイ』とだけ言うように」と言われ、契約を強要されていたという。

(当事者：80歳代 女性)

【ひとこと助言】

高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額を支払い後だったというケースも見られます。このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻りに連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住まいの自治体の消費生活センターに相談しましょう。家族や周囲の方も相談できます。

*以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】3月6日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

◀ 消費生活に関する相談は ▶

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎1 8 8 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379